県政経営会議　資料１
令和８年(2026 年)９月 15 日
商工労働部イノベーション推進課

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針の改定について(骨子案)

１　基本的な指針の趣旨・位置づけ

・「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成 28 年３月施行)」第７条に基づき策定しているもの。
・現在は、令和４年３月に策定した指針に基づき施策を実施。(令和４～８年度：５年間)
・社会経済情勢の変化等を踏まえ、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、今年度末の指針の改定を目指す。

２　基本的な指針の期間

令和９年(2027 年)度から令和 13 年(2031 年)度(５年間)

３　改定のポイント(今回の改定にふまえるべき変化)

●ＡＩ技術の進化

ＡＩ技術は近年急激に加速しており、「人間が教えたルール通りに動く道具」から「自ら学び、新しい価値やコンテンツを自律的に作り出すパートナー」へと進化を遂げている。

●国が進める地域未来戦略

令和８年７月に「地域未来戦略」が閣議決定された。その中で、地場産業の成長や発展に向けて市町等で策定した「地場産業成長プラン」を強力に後押しすると示している。

●インバウンド(訪日外国人観光客)の増加

令和７年には年間訪日客数過去最高(4,000 万人)を更新した。滋賀県でも、外国人観光客数は 61 万人(前年比 19%増)で、うち外国人の日帰り客数は 36 万人(前年比 25%増)で過去最多となった。

●滋賀ＤＣ(デスティネーションキャンペーン)

令和９年度に本番を迎える。令和８年度はプレＤＣ、令和 10 年度はアフターＤＣとして、３か年で集中的な誘客を図る。

４　策定に向けた今後のスケジュール

令和８年９月定例会議	厚生・産業常任委員会（基本指針（骨子案）について）
令和８年 10 月	近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会 （基本指針（原案）について）
令和８年 11 月定例会議	厚生・産業常任委員会（基本指針（原案）について）
令和８年 12 月	県民政策コメント（１か月間）
令和９年２月定例会議	厚生・産業常任委員会（基本指針（案）について）
令和９年３月末	基本指針公表

【参考】

➢基本指針の対象とする近江の地場産業

長浜縮緬、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、湖東麻織物、甲賀・日野製薬、信楽陶器、高島綿織物、高島扇骨

➢基本指針の対象とする近江の地場産品

●近江の地場産業で製造される物品

①代表的な産品

長浜縮緬、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、湖東麻織物、甲賀・日野製薬、信楽陶器、高島綿織物、高島扇骨

②近江の地場産業で培われた技術および技能を活用した新たな取組による産品

（例）アパレル生地、アパレル製品および雑貨類（長浜縮緬）、漆塗り食器（彦根仏壇）、ニットおよびニット用糸（湖東麻織物）等

●伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品（伝統的工芸品）

39 品目 45 事業者(令和７年度第 13 次指定後)

●県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの

①本県を代表する農林水産物

近江牛、近江しゃも、近江の茶、近江の伝統野菜、近江米、環境こだわり農産物、びわ湖材、琵琶湖のヨシ、琵琶湖産魚介類、養殖アユ、養殖ビワマス、琵琶湖産淡水真珠

②特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録品目

③①、②の指定品目または登録品目を原料または材料として製造し、または加工した物品

（例）近江の地酒、近江のつけもの、鮒ずし　等